

横浜市週休2日工事实施要領

制 定 令和2年10月13日

最近改定 令和6年7月12日

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の適用を発注者が指定する工事（以下、「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。ただし、緊急随意契約による災害復旧工事等は対象外とし、港湾関係の土木工事に関しては、別に定める。

(対象工事)

第2条 原則として、全ての工事を対象とする。

- 2 現場閉所が可能な全ての工事を現場閉所による週休2日工事の対象とする。
- 3 休日作業が必要となる維持工事や災害復旧工事、連続施工せざるを得ない工事等で現場閉所が馴染まない工事は、交替制による週休2日工事の対象とできる。
- 4 現場閉所及び交替制いずれにもより難しい場合は例外的に適用除外とすることができる。

(週休2日の考え方（用語の定義）)

第3条 現場閉所による週休2日工事の考え方は、次のとおりとする。

(1) 現場閉所による週休2日

ア 通期の現場閉所による週休2日とは、対象期間において、1週間のうち2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ここでいう1週間とは対象期間開始日の曜日から6日後の曜日までとし、7日に満たない週は対象期間に含めない。

現場閉所予定日に作業を行う場合、当該現場閉所予定日の前後28日以内に振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとみなすことができる。

イ 月単位の現場閉所による週休2日とは、対象期間において、全ての月で1週間のうち2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ここでいう1週間とは対象期間開始日の曜日から6日後の曜日までとし、7日に満たない週は対象期間に含めない。1週間が月をまたがる場合は、前月に含めるものとする。

現場閉所予定日に作業を行う場合、当該現場閉所予定日の前後28日以内かつ月単位内に振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとみなすことができる。

ウ 完全週休2日(土日)とは、対象期間のすべての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った状態をいう。なお、別の曜日に振替で現場閉所を行った場合は、完全週休2日(土日)とし

て扱わない。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(3) 対象期間

現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始する日）から現場完成日（現場で作業を完了する日）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

<発注者があらかじめ対象外としている内容の例>

災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示

(4) 達成率

対象期間内の総週数のうち現場閉所による週休2日を行った週数の割合を百分率で示したものとし、次の式により算定する。

$$\text{達成率 (\%)} = \frac{(\text{対象期間内で週休2日を行った週数})}{(\text{対象期間内の総週数})} \times 100$$

達成率 (%) は、小数点第1位を四捨五入して整数とする。

降雨、降雪や猛暑日等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

月毎の達成率は、「対象期間内」を「月単位内」と読み替えて準用する。

(5) 4週8休

ア 通期の4週8休とは、達成率が100%の状態をいう。

イ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の達成率が100%の状態をいう。

2 交替制による週休2日工事の考え方は、次のとおりとする。

(1) 交替制による週休2日

ア 通期の交替制による週休2日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の交替制による週休2日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象となる技術者及び技能労働者

施工体制台帳に記載されている請負人及び下請企業の技術者及び技能労働者を対象とす

る。

(3) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。従事期間とは、技術者及び技能労働者が現場作業を開始する日から現場作業を終了する日をいう。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が7日未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

<発注者があらかじめ対象外としている内容の例>

災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(4) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数の割合を百分率で示したものの（次式）の平均とする。

$$\text{休日数の割合(\%)} = \frac{\text{(技術者及び技能労働者の対象期間内の休日数)}}{\text{(技術者及び技能労働者の対象期間内の総日数)}} \times 100$$

$$\text{休日率(\%)} = \text{対象となる技術者及び技能労働者の休日数の割合(\%)} \text{の平均}$$

休日数の割合及び休日率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位とする。

降雨、降雪や猛暑日等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

月毎の休日率は、「対象期間内」を「月内」と読み替えて準用する。

(5) 4週8休

ア 通期の4週8休とは、休日率が、28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。

イ 月単位の4週8休とは、全ての月で休日率が、28.5%以上の状態をいう。

（工期の変更）

第4条 請負人は、実施工事について、契約した工期の中で週休2日を確保する。週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

(実施方法)

第5条 現場閉所による週休2日工事の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 工事発注時

発注者は、現場説明書に当該工事が現場閉所による週休2日工事である旨を記載する。予定価格は、週休2日の取組に係る費用の補正を行わずに積算するものとする。

(2) 工事契約から現場着工まで

ア 発注者及び請負人は、週休2日の取組に係る工事請負金額及び成績評定への反映について、事前確認すること。

イ 請負人は、週休2日の実施について検討し、法定休日・所定休日を記載した施工計画書を監督員に提出する。現場閉所による週休2日が困難である場合、施工計画書とあわせて監督員に通知することにより、交替制を選択することができる。

(3) 工事施工時

ア 請負人は、技術者及び技能労働者に対し、週休2日で施工することについて十分説明したうえ、理解を得るものとし、関係者確認書の写しを監督員に提出するものとする。

イ 請負人は、現場閉所を行う場合は、事前に監督員へ連絡するものとする。ただし、施工計画書に記載した法定休日・所定休日及び工程会議等により監督員が事前に把握している場合は連絡不要とする。

ウ 請負人は、前月の休日取得実績については当月の16日までに、監督員に休日取得実績書を提出することにより報告する。

エ 監督員は、休日取得実績の提出及び作業日報等の提示により、現場閉所の実績を確認する。

オ 請負人は、週休2日工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日工事（現場閉所）
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日に取り組む週休2日工事（現場閉所）です。

発注者：横浜市〇〇局
請負人：〇〇〇建設株

(4) 最終の契約変更確定時

請負人は、工事の完成等の時期が明確になった後速やかに、達成率、週休2日を実施した単位数、期間内の総週数、契約年月日、完成（予定）年月日、工種を記載した工事打合せ簿

等の提出より、監督員の確認を受ける。

- (5) 対象期間が7日未満の工事、管内一円工事及び土日休工が仕様書等で条件になっている工事の場合

対象期間が7日未満の工事、管内一円工事及び土日休工が仕様書等で条件になっている工事は(3)及び(4)を省略することができるが、監督員は、休日取得の実績について提出を求めることができる。

- 2 交替制による週休2日工事の実施方法は、以下のとおりとする。

- (1) 工事発注時

発注者は、現場説明書に当該工事が交替制による週休2日工事である旨を記載する。予定価格は、週休2日の取組に係る費用の補正を行わずに積算するものとする。

- (2) 工事契約から現場着工まで

請負人は、交替制による週休2日の実施について検討し、法定休日・所定休日を記載した施工計画書を監督員に提出する。

- (3) 工事施工時

ア 請負人は、技術者及び技能労働者に対し、週休2日で施工することについて十分説明し、たうえ、理解を得るものとする。

イ 請負人は、前月の休日取得実績を当月末までに、監督員に対象となる技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表の提出により報告する。

ウ 監督員は、請負人が提出した対象となる技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表により、休日確保状況を確認する。なお、監督員は確認にあたり、作業日報等の提示を請負人に求めることができるものとする。

エ 請負人は、実施工事について、週休2日工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日工事（交替制）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日に取り組む週休2日工事（交替制）です。

発注者：横浜市〇〇局
請負人：〇〇〇建設(株)

- (4) 最終の契約変更確定時

請負人は、工事の完成等の時期が明確になった後速やかに、休日率、契約年月日、完成（予定）年月日及び工種を記載した工事打合せ簿等を提出し、監督員の確認を受ける。

(請負金額への反映)

第6条 発注者は、達成率または休日率に応じ、週休2日の取組に係る費用の補正を行い、請負金額を変更し、横浜市工事設計変更事務取扱要綱に基づき契約変更の手続きを行う。ただし、対象期間が7日未満の工事、管内一円工事、土日休工が仕様書等で条件になっている工事及び官積算以外による積算等の費用の補正ができない工事については、週休2日の取組に係る費用の補正の対象外とする。

補正の対象となる費用及び補正係数については別紙の通りとする。

(工事成績評定への反映)

第7条 工事成績評定への反映は、以下のとおりとする。ただし、対象期間が7日未満の工事、管内一円工事、土日休工が仕様書等で条件になっている工事及び当初契約時の請負金額が500万円未満の工事については、工事成績評定への反映の対象外とする。

(1) 現場閉所による週休2日工事

通期の4週8休を達成した場合は、加点(0.5点)し、月単位の4週8休を達成した場合は、さらに加点(0.5点)を工事成績評定の創意工夫において行う。完全週休2日(土日)を達成した場合も加点(0.4点)する。これらの加点は、創意工夫における加点の上限2.8点のうちに含むものとする。4週8休(達成率が100%)未満となった場合は、週休2日に関する評価(加点及び減点)は行わない。

(2) 交替制による週休2日工事

通期の4週8休(休日率が28.5%)となった場合は、加点(0.5点)し、月単位の4週8休を達成した場合は、さらに加点(0.5点)を工事成績評定の創意工夫において行う。この加点は、創意工夫における加点の上限2.8点のうちに含むものとする。4週8休(休日率が28.5%)未満となった場合は、週休2日に関する評価(加点及び減点)は行わない。

(留意事項)

第8条 発注者は、週休2日を前提に、工事の内容、規模、施工方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数と、休日、準備・後片付け期間、猛暑日(WBGT指数)も踏まえた天候等の工事が困難な日数を、適正に考慮した工期設定に努めるものとする。

2 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

3 監督員における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年7月12日から施行し、土木工事標準積算基準を用いた工事は設計書適用年版が令和6年7月1日基準の工事から、土木工事標準積算基準以外を用いた工事は令和6年10月1日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約を締結した工事から適用する。

週休2日適用工事の実施に伴う増額補正について

1 現場閉所

(1) 土木積算体系を用いた工事

土木積算体系を用いた工事については、達成率に応じて、表1のとおり、それぞれの費用に補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価方式については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」(国技建管第9号令和6年3月6日)「1. 積算方法」の補正係数を、土木工事標準単価については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」(国技建管第10号令和6年3月6日)「1. 積算方法」の補正係数を採用する。

表1

	4週8休以上 【月単位】	4週8休以上 【通期】
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

(2) 建築積算体系を用いた工事

建築積算体系を用いた工事については、達成率に応じて、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」(国営積第13号令和6年3月22日)「2. 単価の補正方法等」を準用し、労務費の補正を行う。

(3) 港湾土木請負工事積算基準を適用した工事

港湾土木請負工事積算基準の間接工事費率を適用した工事の補正については、別に定める。
また、港湾土木請負工事積算基準以外の間接工事費率を適用した工事において、港湾土木請負工事積算基準の歩掛等を適用した場合、当該歩掛等の補正に関しては、別に定める。

(4) その他

その他、積算基準等で規定がある場合は、その規定に従うものとする。

2 交替制

(1) 土木積算体系を用いた工事

土木積算体系を用いた工事については、休日率に応じて、表2のとおり、それぞれの費用

に補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価方式については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（国技建管第9号令和6年3月6日）「1. 積算方法」の補正係数を、土木工事標準単価については、土木工事標準単価については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（国技建管第10号令和6年3月6日）「1. 積算方法」の補正係数を採用する。

表2

	4週8休以上 【月単位】	4週8休以上 【通期】
労務費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

(2) 建築積算体系を用いた工事

建築積算体系を用いた工事については、休日率の状況に応じて、表3のとおり、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じるものとする。また、複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の補正方法は「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（国営積第13号令和6年3月22日）を準用する。

表3

	4週8休以上 【月単位】	4週8休以上 【通期】
労務費	1.04	1.02

(3) その他

その他、積算基準で定めがある場合は、それに従うものとする。